

令和2年第17回議会運営委員会

【日時】令和2年12月7日(月)午前9時

【場所】第一委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 代表・一般質問の日程等について

資料 No. 1

(2) 請願及び陳情について

資料 No. 2

ア 今議会提出分 請願6件、陳情1件

請願：社会文教委員会 6件

陳情：社会文教委員会 1件

イ 継続審査分 なし

(3) 最終日の日程等について

ア 議案に対する意思表示等の方法について

反対・賛成の討論、反対・賛成の意思表示又は修正の動議

12月16日(水)午後5時まで

※予算決算委員会の付託議案に関しては、18日の委員会終了後に

※ここから、議会の自律的協議事項

(4) 議員の通称使用について

資料 No. 3

(5) 議長記者会見について

4 その他

次回会議日程 12月18日(金) 閉会日 第1委員会室 午前11時開会

5 閉会

令和2年第4回定例会 代表質問・一般質問日程(案)

番号	質問者	実施日	実施時間	持ち時間(分)	所属会派名
代1	竹村 圭史	12月7日	10:00 ~ 12:00	120	会派のぞみ
休憩(60分)					
代2	小林 真一		13:00 ~ 14:30	90	公明党
休憩(15分)					
代3	原 和世		14:45 ~ 16:25	100	会派みらい
代4	後藤 荘一	12月8日	9:00 ~ 10:20	80	日本共産党
休憩(15分)					
代5	福澤 克憲		10:35 ~ 11:45	70	市民パワー
休憩(75分)					
一1	清水優一郎		13:00 ~ 13:20	20	会派のぞみ
一2	福沢 清		13:20 ~ 13:50	30	会派みらい
一3	岡田 倫英		13:50 ~ 14:20	30	会派のぞみ
一4	古川 仁		14:20 ~ 14:40	20	日本共産党
一5	吉川 秋利		14:40 ~ 15:00	20	会派のぞみ
休憩(15分)					
一6	村松まり子		15:15 ~ 15:55	40	公明党
一7	木下 徳康		15:55 ~ 16:25	30	会派のぞみ
一8	塚平 一成		16:25 ~ 16:55	30	会派のぞみ
一9	井坪 隆	12月9日	9:00 ~ 9:30	30	会派みらい
一10	熊谷 泰人		9:30 ~ 10:00	30	会派のぞみ
一11	木下 克志		10:00 ~ 10:20	20	会派のぞみ
休憩(15分)					
一12	木下 容子		10:35 ~ 11:05	30	市民パワー
一13	山崎 昌伸		11:05 ~ 11:35	30	会派のぞみ

※「代」は代表質問、「一」は一般質問。

令和 2 年飯田市議会第 4 回定例会

第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
12	7	月	議会運営委員会	午前 9 時 第 1 委員会室
			午前10時 開議 日程第 1 会議成立宣言 日程第 2 議席の変更 日程第 3 会議録署名議員指名 日程第 4 代表質問 延 会	
			午前 9 時 開議 日程第 1 会議成立宣言 日程第 2 会議録署名議員指名 日程第 3 代表・一般質問 延 会	
9	水	午前 9 時 開議 日程第 1 会議成立宣言 日程第 2 会議録署名議員指名 日程第 3 一般質問 日程第 4 請願、陳情上程（請願 6 件、陳情 1 件） 委員会付託 散 会		
10	木	総務委員会	午前10時 第 1 委員会室	
11	金	社会文教委員会	午前10時 第 1 委員会室	
12	土			
13	日			
14	月	産業建設委員会	午前10時 第 1 委員会室	
15	火	委員会予備日 社会文教委員会協議会	午前 9 時 第 1 委員会室	
16	水	リニア推進特別委員会	午前10時 第 1 委員会室	
17	木			

18	金	予算決算委員会(後期全体会)	午前9時	議場	
		議会運営委員会	午前11時	第1委員会室	
		午後1時 開議			
		日程第1	会議成立宣言		
		日程第2	議席の変更		
		日程第3	会議録署名議員指名		
		日程第4	委員長報告		
		日程第5	議案審議		
			(1)委員会付託議案		
			委員長報告、質疑、討論及び採決		
			(2)追加議案(あれば)		
			ア 委員会付託議案		
			議案第 号から議会議案第 号まで		
			説明、質疑及び委員会付託		
			委員長報告、質疑、討論及び採決		
			イ 議会議案		
			議会議案第 号から議会議案第 号まで		
			質疑、討論及び採決		
		日程第6	請願、陳情上程(あれば)		
			委員会付託		
		日程第7	閉会中の継続審査の申し出(あれば)		
		日程第8	議員派遣		
		閉 会			

令和2年飯田市議会第4回定例会

資料No. 2
議会運営委員会
R2. 12. 7

請 願 文 書 表

12月9日上程

受理 番号	受 理 年月日	請願者住所氏名	要 旨	紹介議員	付託委員会
6	R2. 11. 5	長野市高田276番地8 地域医療と公立・公的病院を守る 長野県連絡会 長野県医療労働組合連合会 執行委員長 小林 吟子 他7名	国に対し、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を提出願いたい	古川 仁	社会文教委員会
7	R2. 11. 9	飯田市座光寺1717番地3 飯田市立座光寺小学校内 飯田市学校教職員組合 執行委員長 多田 和也	国に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を提出願いたい	熊谷泰人	社会文教委員会
8	R2. 11. 9	飯田市座光寺1717番地3 飯田市立座光寺小学校内 飯田市学校教職員組合 執行委員長 多田 和也	国に対し、国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書を提出願いたい	熊谷泰人	社会文教委員会
9	R2. 11. 9	飯田市座光寺1717番地3 飯田市立座光寺小学校内 飯田市学校教職員組合 執行委員長 多田 和也	国に対し、複式学級の編成基準の改善、教職員定数増を求める意見書を提出願いたい	熊谷泰人	社会文教委員会
10	R2. 11. 18	飯田市下茶屋2206番地2 少人数学級を実現する会 代表 福澤 直美	県に対し、少人数学級の一日も早い実現を求める意見書を提出願いたい	後藤壮一 古川 仁 福沢 清	社会文教委員会
11	R2. 11. 18	飯田市下茶屋2206番地2 少人数学級を実現する会 代表 福澤 直美	国に対し、少人数学級の一日も早い実現を求める意見書を提出願いたい	後藤壮一 古川 仁 福沢 清	社会文教委員会

令和2年飯田市議会第4回定例会
陳情受付簿

12月9日上程分

受理番号	受理年月日	陳情者住所氏名	要旨	申請受付	付託委員会	議決年月日	議決結果
2	11月9日	飯田市座光寺1717番地3 飯田市立座光寺小学校内 飯田市学校教職員組合 執行委員長 多田 和也	県知事に対し、へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書を提出願いたい	通常 ・ 市外/郵送	社会文教委員会		

令和2年飯田市議会第4回定例会

陳情文書表

12月9日上程

受理 番号	受 理 年 月 日	陳情者住所氏名	要 旨	付 託 委 員 会
2	R2. 11. 9	飯田市座光寺1717番地3 飯田市立座光寺小学校内 飯田市学校教職員組合 執行委員長 多田 和也	長野県知事に対し、へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書を提出願いたい	社会文教 委員会

○議員の通称使用について

1 経緯

令和2年3月13日、全国市議会議長会（会長 野尻 哲雄 氏）から全国の市議会議長宛に「議員の通称使用について」の通知が出された。

概要（抜粋）：

議員の通称（公職選挙法制度の通称をいう。以下同じ。）使用については、衆参両院において、既に一定の手続のもと認められております。

地方議会に関しては、本年2月28日の衆議院総務委員会において高市総務大臣が、「総務省としても、地方議会における旧姓使用について三議長会と連携して取り組んで参ります。」と答弁しているほか、同月21日に開催された総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会（第5回）でも、地方議会において通称が使用できるよう問題提起がされております。

については、議員の通称使用に関する国会における先例や総務大臣答弁など関連の資料を添付いたしますので、各市議会におかれましては、その趣旨をご理解いただき、議員の通称使用について必要な措置など、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会においても同趣旨の対応がされていることを申し添えます。

第5回 地方議会・議員のあり方に関する研究会（議事概要一部抜粋）

- 旧姓使用について、選挙では使用できるが、議会活動では使用できないという例がある。議長会において、統一的に、そのようなことがないようにご対応を検討いただきたい。【大山座長代理】
- 団体によっては、議事録において、通称ではなく本名のみで記載している例がある。選挙に出た名前と議事録に出ている名前が異なると、議員の活動を住民に知ってもらえず、問題である。議長会において統一的に対応していただきたい。【河村構成員】
- 本県議会では通称使用を認めており、会議録でも通称を使用するなど、各都道府県議会において対応している。【加藤構成員】

参考資料 別添（参議院先例集、行政実例（昭和34年5月26日） 他）

2 正副委員長案

○飯田市議会先例集への追加（※第1章に新規の節を追加する）

第1章 総則

第7節 議員の旧姓及び通称の使用

- (1) 議員の氏名は、本名を用いることとするが、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合は、議長への届出により、その任期中、本名に代えて変更前の氏（旧姓）を使用することができる。
- (2) 前項以外の議員の通称（公職選挙法施行令第89条第5項）の使用については、議会運営委員会で協議の上、議長が判断を行う。
- (3) 議員が通称を使用する場合であっても、通称の使用によって実務上混乱が生じるおそれのあるものは除くこととする。（在職証明書、叙位又は叙勲の申請等、法令上特別な効果を生じるおそれのあるもの）

全議 M 1 第 7 号
令和 2 年 3 月 1 3 日

市議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 野尻 哲雄

議員の通称使用について

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の運営につきまして特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、これまでも本会に、議員任期中に婚姻等により姓を改めたことに伴う旧姓使用に関する照会がなされていますが、地方議会への女性の参画が進む中、婚姻等により旧姓で議員活動を行うことを希望する事例が増えるものと予想されます。

また、先の統一地方選挙後には通称で当選した議員の当選後の通称使用に関する照会がなされています。今後、日頃通称で活躍して当選した議員が、その通称のまま議員活動を行うことを希望する場合も想定されるところです。

議員の通称（公職選挙法制度の通称をいう。以下同じ。）使用については、衆参両院において、既に一定の手続のもと認められております（資料 1 及び 3 参照）。

地方議会に関しては、本年 2 月 2 8 日の衆議院総務委員会において高市総務大臣が、「総務省としても、地方議会における旧姓使用について三議長会と連携して取り組んで参ります。」と答弁しているほか、同月 2 1 日に開催された総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会（第 5 回）でも、地方議会において通称が使用できるよう問題提起がされております（資料 2 及び 4 参照）。

については、議員の通称使用に関する国会における先例や総務大臣答弁など関連の資料を添付いたしますので、各市議会におかれましては、その趣旨をご理解いただき、議員の通称使用について必要な措置など、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会においても同趣旨の対応がされていることを申し添えます。

担当 企画議事部 TEL 0 3 - 3 2 6 2 - 2 3 0 3

参議院先例集

98 議員の氏名は、原則として本名を用いる

議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称（公職選挙法制度上の通称）を使用することができる。

なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き婚姻前の氏を通称として使用することを議長が許可したことがある。

（注）議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第140回国会平成9年6月9日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があり、同年9月29日に召集された第141回から議員の通称使用が認められた。

一 議員氏名

議員氏名は、従来通り、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第88条の5第7項、第89条第5項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用するもの又は通称の使用によって実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

* 「通称」とは、公職選挙法施行令第88条第8項で「本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの」と定めています。地方議会の議員についても、同施行令第89条第5項に基づき同様の扱いとなっております。

行政実例（昭和34年5月26日）

問一 地方自治法第123条に規定するところの会議録への出席議員の氏名記載並びに会議録への議員及び議員二名以上の署名は、当然にはそれぞれ当該本人の戸籍上の氏名が用いられるべきものであるが、この場合においても、戸籍上甲野太郎なる者が一般選挙に際して甲野一夫なる通称名で選挙管理委員会に立候補届出をなし、当選をし、将来の政治活動をする上において、選挙の際用いた通称名で終始したい旨議会事務局に申し出たときはこれを積極的に拒むだけの根拠にとぼしいと思われるが、どうか。

問二 なお、報酬旅費等の書類上の取扱いについても前項に準じ処理してよろしいか。

答一及び二 原則として戸籍上の氏名によるべきであるが、通称によっても違法ではない。

議員の通称（旧姓）使用の取扱いの現状

- 国会議員については、参議院においては、平成9年6月9日の議院運営委員会理事会（第140回国会）において使用を認める旨の決定があり、これを先例として同年9月の第141回国会から通称（旧姓）使用が認められている。衆議院においては、それ以前から認められているが、特段明文の規定はない。
- 地方議員については、要綱等で認めている事例があるが取扱いは各議会によって異なっている。

＜国会の例＞

参議院先例録（抄）（平成25年版）

第七章 議員

第一節 応召、当選証書の対照、入場及び紹介

九八 議員の氏名は、原則として本名を用いる

議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。

なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き引き続き婚姻前の氏を通称として使用することを議長が許可したことがある。

（注）議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第四百四十回国会平成九年六月九日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があり、同年九月二十九日に召集された第四百四十一回国会から議員の通称使用が認められた。

一 議員氏名

議員氏名は、従来どおり、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第八十八条の五第七項、第八十九条第五項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用をするもの又は通称の使用によっては実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

＜地方議会の例＞

新潟県議会議員旧姓使用取扱要綱

平成11年5月26日議会運営委員会制定

（趣旨）

第1条 この要綱は新潟県議会議員（以下「議員」という。）が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（旧姓）

第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。（承認）

第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。（承認の申請）

第4条 議員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

（承認の通知）

第5条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、当該議員に通知するものとする。

（中止届）

第6条 議長は、旧姓の使用を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

（報告）

第7条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。

（責務）

第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。（疑義の決定）

第9条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。

附則

（適用期日）

この要綱は、平成11年5月14日から適用する。

○公職選挙法施行令

(昭和 25 年 4 月 20 日) (政令第 89 号)

(衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等)

第 88 条 第 8 項

候補者届出政党は、法第 86 条第 13 項の告示、法第 149 条第 1 項の新聞広告、法第 150 条第 1 項の政見放送、法第 151 条第 1 項の経歴放送、法第 167 条第 1 項の選挙公報並びに法第 175 条第 1 項及び第 2 項の掲示に当該候補者届出政党の届出に係る候補者の氏名が記載され、又は使用される場合において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの (以下「通称」という。)が記載され、又は使用されることを求めようとするときは、当該候補者の承諾を得て、当該通称について選挙長の認定を受けなければならない。この場合においては、法第 86 条第 1 項の文書に添えて通称認定申請書を提出するとともに、選挙長に当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料を提示しなければならない。

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等)

第 89 条 第 5 項

第 88 条第 8 項及び第 10 項の規定は、公職の候補者が、法第 46 条の 2 第 1 項の投票用紙、法第 86 条の 4 第 11 項の告示、法第 149 条第 4 項の新聞広告、法第 150 条第 1 項若しくは第 3 項の政見放送、法第 151 条第 1 項若しくは第 3 項の経歴放送、法第 167 条第 1 項(法第 172 条の 2 の規定により条例で定める場合を含む。)の選挙公報並びに法第 175 条第 1 項及び第 2 項の掲示に当該公職の候補者の氏名が記載され、又は使用される場合において、本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを求めようとするときについて準用する。

解説

- ・通称認定の申請は、立候補の届出書に、通称認定申請書を添えてしなければならない。届出書に添えないで通称認定申請書を提出しても受理されないから、注意を要する。
通称であるかどうかを証明する責任は候補者の側にあるので、通称認定書を提出する際に、併せて選挙長に対して、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料、例えば、葉書、名刺、著書その他その人の社会関係を幅広くながめてみて、その人の呼称として通用している実績を示すに足るだけのものを提示しなければならない。

飯田市選挙管理委員会 説明資料

・通称認定申請書：

ア 本名に代えて使用する場合に、候補者届けに添えて提出するとともに、併せてそのことを証するに足る資料を提示してください。

(資料の例) 手紙又は葉書の信書、名刺、著書、社会的にその人の呼称として通用している実績を示す書類